

2010年11月29日  
郵便事業株式会社

## 米国等あて航空運送する郵便物の引受再開について

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉 眞一）は、米国等あてに航空運送する郵便物で重量453グラム（16オンス）以上のものについて、平成22年11月17日（水）から引受けを一部停止していましたが、これらの郵便物を名あて地へ航空運送する手段が確保できることとなったことから、平成22年12月1日（水）から、その引受けを再開することとしましたので、お知らせいたします。

なお、今回の引受再開により、米国及び米国の海外領土あて郵便物で引受停止のものはなくなります。

引受けを再開する郵便物については、航空保安検査の強化、運送経路の変更、実際に利用できる航空機の郵便物搭載スペースの制約等のため、当分の間、通常に比べお届けまでに数日多くかかる見込み（ハワイ及び海外領土については、さらに数日多くかかる見込み）ですので、ご了承をお願いいたします。

### ○引受再開する郵便物

次のいずれの項目にも該当する郵便物

名あて国	郵便物の種類	郵便物の重量	料金納付方法
米国又は米国の海外領土（グアム、サイパン、ウェーキ、北マリアナ諸島、ミッドウェイ諸島、プエルト・リコ、米領サモア及び米領ヴァージン諸島）	航空運送される次のもの ・航空通常郵便物 ・航空小包郵便物 ・SAL通常郵便物 ・SAL小包郵便物 ・国際スピード郵便物（EMS）	453グラム（16オンス）以上	窓口で現金で支払うものや、切手ちょう付のもの等（原則、料金後納又は料金計器別納でないもの（注））

（注）原則、料金後納又は料金計器別納のものについては、従前より引受けしております。